



法務省

九州地方更生保護委員会・保護観察所

★ 業務内容～更生保護とは～

犯罪や非行をした人も、何らかの処分を受けた後は、地域社会で生活を続けます。犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働き掛けのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。

更生保護とは、国が民間の人々と連携協力して犯罪や非行をした人が地域の中で早期に更生できる（立ち直る）よう助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動です。

★ 勤務地・転勤・昇進・職員数

採用後は、法務事務官として地方更生保護委員会総務課や保護観察所企画調整課など、更生保護官署の事務が円滑に行われるための庶務や会計などの総務事務に一定期間従事した後、保護観察官に任命されます。転勤は、基本的には九州管内ですが、昇進していくにつれ範囲が広がります。勤務成績や実務経験に基づき、係長、課長、所長等へと昇進します。職員数は、約250名（令和6年12月現在、九州管内）で、そのうち約3分の1が女性職員です。

☆先輩からのメッセージ☆

私は、現在採用1年目で、九州地方更生保護委員会の会計係に所属しています。主に、職員宿舎の使用料や、地域で活動される保護司の方々の活動経費である実費弁償金、刑務所等を出所された方を受け入れてその立ち直りを支援している更生保護施設等への委託費などの計算や支払業務に携わっています。

私は、大学時代に「更生保護」という言葉を知り、この世界に入りましたが、採用当初は、「更生保護」についての知識はほぼなく、ましてや会計の知識も全くない状態でしたので、任された業務にきちんと従事できるかとても不安でした。

しかし、先輩や上司の方々から仕事のやり方や、進め方を丁寧に教えていただけたことで、業務に少しずつ慣れてきました。特に、入庁1年目の私にとっては、業務に関する研修が繰り返し企画されるなど、充実した研修制度が働きやすさに繋がり、大きな助けになりました。

現在は、業務の中で保護観察官や保護司さんの書類を拝見しながら、私自身が保護観察官になつた将来を想像することができます。その将来に向かって、業務に対する責任と、その業務をやり終えたときのやりがい、そして自分自身の成長を感じながら日々励んでいます。是非、更生保護に関心を持っていただいている方はもちろんのこと、このページで初めて知った方でも、官庁訪問にお越しいただいて、少しでも更生保護に興味を持つていただけたらと思います。



【令和6年度採用
一般職(大卒)行政九州】



(当庁HP)



(保護局Instagram)



(保護局X)

問合せ先

〒810-0044

福岡市中央区六本松4-2-3

九州地方更生保護委員会(総務課庶務係)

☎092-761-7781



更生保護マスコットキャラクター
ホゴちゃんとサラちゃん